

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた対応について  
(5月26日更新)

ザイマックスグループは、政府からの新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言発令を受けて、お客様・従業員そして関係者の皆様の健康と安全確保を最優先に、下記の対応を実施致します。

【対応策】

対象地域の在宅中心の勤務体制への移行

【実施期間】

2020年4月8日(水)～2020年5月31日(日)まで

※感染拡大の状況や政府からの要請などを考慮し、期間は変更となる場合がございます。

【ご来館について】

対象地域のオフィスにつきましては、来館受付を停止させていただきます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。